

## ○茨城県立医療大学自己点検・評価実施部会設置要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県立医療大学自己点検・評価委員会規程第9条に基づき、茨城県立医療大学自己点検・評価実施部会(以下「部会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 自己点検・評価委員会委員長(以下「委員長」という。)
- (2) 各学科、各センター、研究科及び付属病院から推薦された専任教員それぞれ1名
- (3) 総務課長
- (4) その他委員長が必要と認める者

(処理事項)

第3条 部会は、次の各号にかかる事項を処理する。

- (1) 自己点検・評価の実施、結果の公表に関する事
- (2) 認証評価の受審に関する事
- (3) その他委員長が必要と認める事項

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、委員長をもって充てる。

2 部会長は部会を招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第5条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 部会に関する事務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

付 則

この要項は、平成25年4月24日から施行する。

付 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。